

公立大学法人青森公立大学の学長選考に関する意向調査細則

平成23年10月9日

規程第31号

(趣旨)

第1条 公立大学法人青森公立大学学長選考規程に基づく学長候補適任者の選出にかかる意向調査については、この細則による。

(所信発表及び経歴等の公開)

第2条 規程第5条による意向調査を実施する場合、学長選考会議は、意向調査の投票日等必要な事項を定め公示し、学長候補者の所信発表の機会を設けるとともに経歴等を公開する。

(意向調査)

第3条 規程第5条による意向調査は、所定の投票用紙により行う。

2 規程第5条第2項に掲げる投票権について、経営審議会及び教育研究審議会の両方に属する者は、それぞれにおいて投票を行うものとする。

3 不在者投票及び代理投票は認めない。

(投票及び開票)

第4条 投票及び開票は、学長選考会議議長が指名する教員職員2名及び事務職員2名の立会いの下で行わなければならない。

2 次に掲げる投票は無効とする。

(1) 記載事項が判別できないもの

(2) 所定の用紙を用いないもの

(3) 何ら記載のないもの

(4) 記載が不適当なもの

3 前項に定めるものの他、投票に疑義があるときは、第1項に掲げる立会者が判別するものとする。

(公表)

第5条 学長選考会議は、意向調査の結果をすみやかに公表するものとする。

(事務)

第6条 規程第5条による意向調査の事務は、事務局総務経営企画グループにおいて処理する。

附 則

(施行期日)

この細則は、平成23年10月9日から施行する。